

重要事項説明書

(2025年11月1日現在)

あなたに対する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業のサービス提供開始に当たり、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業所

施設経営者	社会福祉法人真誠会
法人所在地	鳥取県米子市大崎1511番地1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	前田 浩寿
電話番号	0859-48-2331

2 ご利用施設

施設の名称	特定施設入居者生活介護皆生エスポワール
施設の所在地	米子市新開1丁目5番15号
施設長名	瀬野尾 剛
電話・FAX番号	0859-33-9310 ・ 0859-33-9397

3 ご利用施設で実施する事業

事業の種類		鳥取県知事の事業者指定		
		指定年月日	指定番号	利用定員
居宅	指定介護予防特定施設入居者生活介護	平成31年4月1日	3170202992	75

[指定介護予防特定施設入居者生活介護]

当施設への利用は、要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	[指定介護予防特定施設入居者生活介護] 介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、日常生活を営むために必要な施設をご利用いただき、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上のサービスを提供します。
-------	--

施設の方針	①利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②施設が明るく家庭的な雰囲気を有し、利用者が健康で安心した生活が出来るよう、職員の支援・介護技術の向上に努めます。 ③県及び市町村、その他保健、医療又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。 ④ボランティアの積極的な受入に努め、また地域に開かれた老人ホームをめざし、積極的に地域住民と関係機関との交流を図ります。 ⑤実習生の受入、介護相談等による専門技術の還元に努めます。 ⑥各種の教育機会の積極的な活用と計画的な研修により、職員の育成と資質向上に努めます。
-------	---

5 施設の概要

敷 地	8, 8 3 6. 6 3 m ²
建 物	鉄筋コンクリート一部2階建 (耐火建築) (内1階部分)
構 造	指定介護予防特定施設入居者生活介護
	7 5 名

(1)居室

居室の種類	室 数	床 面 積	1人当たりの面積
1人部屋	7 5	7 7 9. 1 1	1 0. 0 0 2 6 部屋 1 0. 8 3 3 0 部屋 8. 9 3 1 9 部屋

※指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に支障があると認めるときは、管理者は、利用者の同意を得て居室移動させることができるものとします。

(2)主な設備（養護老人ホーム共有）

設 備	室 数	床面積 (m ²)	設 備	室 数	床面積 (m ²)
静養室	1	6 8. 3 0	ケアセンター	2	5 8. 0 0
食 堂	1	1 4 4. 0 0	作業室	1	5 7. 9 6
浴 室	2	6 0. 0 0	地域交流室	1	4 2. 0 4
洗面所	9	1 1 3. 7 0	集会室	1	1 0 1. 9 2
便 所	1 4	1 8 0. 5 1	面会室	1	1 0. 8 0
医務室	1	3 4. 6 5	汚物処理室	3	3 6. 0 0
調理室	1	9 2. 8 0	洗濯室	2	4 8. 0 0
事務室	1	3 4. 4 0	霊安室	1	1 9. 4 4
宿直室	1	1 0. 8 0	機械室	2	1 3 5. 2 0

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	常勤換算後の人数	保有資格
施 設 長	1 人	
生活相談員	1 人	
看護職員	2 人以上	
介 護 職 員	2 2 人以上	
機能訓練指導員	1 人以上	
計画作成担当者	1 人	介護支援専門員

7 職員の体制

従事者の職種	勤 務 体 制
施 設 長	9:00～18:00
生活相談員	9:00～18:00
看護職員	9:00～18:00
介 護 職 員	早番 7:00～16:00 日勤 9:00～18:00 遅番 11:00～20:00
機能訓練指導員	9:00～18:00
計画作成担当者	9:00～18:00

8 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事は、できるだけ離床して食堂において食べていただけるように配慮します。 朝食 7:15～ 8:15 (食事時間) 昼食 12:00～13:00 夕食 17:15～18:15
口腔ケア	・ご利用者の状況に応じて、毎日適切な口腔ケアを行ないます。
排泄の介助	・ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴の介助	・年間を通じて週2回以上の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれないご利用者は、機械を用いての入浴を行います。
離床、 着替え 整容等	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は、週1回以上実施します。
機能訓練	・機能訓練指導員による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	・嘱託医師により、診察日を設けて健康管理に努めます。 ・緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 ・利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて、できるだけ配慮します。

相談及び援助	・ ご利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の便宜	・ 必要な教養娯楽設備を整えると共に、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・ クラブ活動（カラオケ・書道・塗り絵等）

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
理 美 容	随時希望の方には、美容師の出張による理美容のサービスをご利用いただけます。
日常生活品の購入及び行政手続代行	・ ご利用者自ら、又はご家族によって購入することが困難な場合には、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。 ご利用いただく場合は、やむを得ない場合を除き、3日前までに購入代金を添えてお申し込み下さい。 ・ 行政機関への手続きが必要な場合には、ご利用者及びご家族の状況に応じて、施設の職員がその手続きを代行して行います。
金銭管理 金 銭 管 理	・ 自らの手による金銭の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。詳細は、次のとおりです。 管理する金銭等の形態 指定する金融機関の預金通帳に預け入れているものを施設で管理させていただきます。 (お預かりするもの) 上記預金通帳、通帳届けの印鑑（原則として、1つ） 保管管理者： 施設長が責任をもって管理します。 出納方法： 別に定める「預り金管理要領」のとおり。

9 利用料（特定施設）

(1) 法定給付

介護保険給付費の自己負担額は、介護保険の「負担割合証」に記載されている自己負担割合に基づき計算された金額となります。

(例えば、自己負担割合が2割の場合の自己負担額は、1割の場合の概ね2倍の金額に、3割の場合は1割の場合の概ね3倍の金額になります。)

介護予防特定施設入居者生活介護費 (円)

介護度	要支援 1	要支援 2
1割自己負担額 (月額)	1 8 3	3 1 3

加算項目	自己負担額	内容
	1 割	
身体拘束廃止 未実施減算	所定単位数 ×10/100	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、減算します。
高齢者虐待防止措置 未実施減算	所定単位数 ×1/100	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は所定単位数から減算します。
業務継続計画未策定 減算	所定単位数 ×3/100	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は所定単位数から減算します。
生活機能向上連携 加算		厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして鳥取県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合に算定します
	1 0 0 円／月	生活機能向上連携加算（Ⅰ） 3 月に一度を限度とし、個別機能訓練加算を算定している場合は算定しない。
	2 0 0 円／月	生活機能向上連携加算（Ⅱ） 個別機能訓練加算を算定している場合は1 月につき 100 単位とする。
個別機能訓練加算 （Ⅰ）	1 2 円／日	多職種が共同してご利用者ごとに個別の機能訓練実施計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合に所定単位を算定します。
個別機能訓練加算 （Ⅱ）	2 0 円／日	上記の場合で、個別機能訓練計画の内容等を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たり必要な情報を活用した場合に算定します。
若年性認知症 入居者受入加算	1 2 0 円／日	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして鳥取県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、若年性認知症入居者に対して個別の担当者を定め、利用者の特性やニーズに応じた指定特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。
協力医療機関 連携加算		協力医療機関との間で、利用者の同意を得て病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合1月につき算定します。
	1 0 0 円／月	相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合。
	4 0 円／月	上記以外の協力医療機関と連携している場合。
口腔・栄養スクリーニング加算	2 0 円／回	利用開始時及び利用中 6 月ごとにご利用者の口腔の健康状態・栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します
科学的介護推進体制	4 0 円／月	利用者ごとの A D L 値、栄養状態、口腔機能、認

加算		知症の状況等、基本的情報を厚生労働省へ提出し、必要に応じて特定施設サービス計画を見直すなど適切に活用している場合に算定します。
認知症専門ケア加算		専門的な認知症ケアを普及する観点から、介護保険施設において、認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体の実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了したものが介護サービスを提供することについて評価を行う場合、所定単位数を算定します。
	3 円／日	認知症専門ケア加算（Ⅰ）
	4 円／日	認知症専門ケア加算（Ⅱ）
退居時情報提供加算	2 5 0 円／回	利用者が退去し、医療機関に入院する場合に当該医療機関に対し、利用者の同意を得て、心身の状況、生活歴等の情報を提供したうえで、紹介を行った場合に算定します。
高齢者施設等感染対策向上加算	1 0 円／月	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）
	5 円／月	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）
新興感染症施設療養費	2 4 0 円／日	利用者が感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ適切な感染対策を行った上で、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に1月に1回、連続する5日を限度に算定します。
生産性向上推進体制加算	1 0 0 円／月	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）
	1 0 円／月	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）
サービス提供体制強化加算		厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして鳥取県知事に届け出た指定介護予防特定施設が利用者に対し指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。
	2 2 円／日	サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 介護福祉士が70%以上配置または、勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上配置されていること。
	1 8 円／日	サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 介護福祉士が60%以上配置されていること。
	6 円／日	サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 介護福祉士が50%以上配置または、常勤職員が75%以上または勤続年数7年以上の介護福祉士が30%以上配置されていること。
介護職員等処遇改善加算 (R6. 6. 1～)		厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た特定施設がご利用者に対し特定施設入居者生活介護サービスを行った

		場合に算定します。
	単位数× 128/1,000	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)
	単位数× 122/1,000	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)
	単位数× 110/1,000	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)
	単位数× 88/1,000	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)

(2) その他自己負担になるもの（保険外の費用で全額利用者負担となるもの）。

- 一 利用限度額を超過した介護保険利用料（自己負担額が10割となります）
- 二 日常生活品費 日額250円（教養娯楽費等）
- 三 特別な介護費用（おむつ代等）
- 四 記録物の複写に関する費用
- 五 その他、利用者が負担することが適当と認められるもの

利用料のお支払い方法

利用料金は、次のいずれかの方法によりお支払いをお願いします。

(1) 当施設指定口座へお振込みによるお支払い。

【指定口座】

金融機関の名称 山陰合同銀行 米子支店
 口座番号 普通口座 3851327
 口座名 社会福祉法人真誠会 皆生エスポワール
 理事長 前田 浩寿

(2) 当施設の提携金融機関より自動口座引落としによるお支払い。

【提携金融機関】＜（ ）は手数料（税別）＞

山陰合同銀行（50円）、鳥取銀行（50円）、ゆうちょ銀行（10円）、
 米子信用金庫（50円）、鳥取西部農業協同組合（20円）、
 島根銀行（50円）

(3) 施設窓口での現金によるお支払い。

月曜日～土曜日の午前9:00～午後6:00までの間

10 サービス利用における禁止行為について

1) 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

（職員が回避したため危害を免れたケースを含む）

例：■コップを投げつける ■蹴られる ■手を払いのけられる	■叩かれる ■手を引っかく、つねる ■首を絞める	■唾をはく ■服を引きちぎられる
-------------------------------------	--------------------------------	---------------------

2) 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例：■大声を発する ■サービスの状況を覗き見する ■怒鳴る ■気に入った職員以外に批判的な言動をする ■威圧的な態度で文句を言い続ける ■刃物をちらつかせる ■「この程度出来て当然」と理不尽なサービスを要求する ■利用者の親族等が「自分の食事も作れ」と強要する	■家族等が利用者の発言を鵜呑みにし、理不尽な要求をする ■訪問時不在時に書置きを残すと「予定通りサービスがなされていない」と謝罪を要求する ■「たくさん保険料を支払っている」とサービスを強要する。又は断ると文句を言う ■利用料金の数ヶ月滞納 ■特定の職員にいやがらせをする。
---	---

3) セクシャルハラスメント

意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。

例：■必要もなく手や腕を触る ■抱きしめる ■女性のヌード写真を見せる ■入浴介助中、あからさまに性的な話しをする。	■卑猥な言動を繰り返す ■サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる ■サービス提供中の職員の服の中に手を入れる。
---	--

11 施設サービス計画（ケアプラン）について

サービスの提供に当たり、施設サービス計画書（ケアプラン）を作成し、利用者にご説明の上同意いただきます。

ケアプランは、利用者の心身の状況や希望に基づき、個別のサービス目標を設定し、サービスの方針と具体的な提供内容を定めるものです。このケアプランに基づき特定施設サービスを提供します。

12 サービス提供における事業者の義務

- ・利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。また施設の責により事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ・サービス提供について、必要に応じてわかりやすく説明します。
- ・利用者の要支援状態の軽減、悪化の防止の前提として、心身の状況に応じたケアプランに基づく処遇を妥当適切に行い、常にその見直しを行います。
- ・利用者の体調や健康状態に応じて必要な場合には、医師、看護師と連携し、利用者からの聴取、確認をします。
- ・非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に防災訓練を行います。
- ・提供したサービスに関する記録を作成し、利用終了後5年間保管するとともに、利用者又はそ

の家族等の請求に応じ、閲覧物又は複写物を交付します。

- ・ サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第3者に漏らしません。ただし緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の状況を提供させていただきます。

13 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

※ 皆生エスポワール 窓口担当者：生活相談員

ご利用時間：月～金曜日 午前9時～午後5時

ご利用方法・電話（0859）33－9310

- ・ 直接のご相談は面会室でお伺いします。
- ・ 御意見箱への投書

※ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

鳥取県 長寿社会課 介護保険担当 （0857）26－7176

鳥取県 社会福祉協議会 運営適正化委員会 （0857）27－6335

鳥取県 国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 （0857）20－2100

14 身元引受人・保証人

利用者の身元引受人を定めてください。身元引受人には保証人となっていただきます。ただし、社会通念上、身元引受人をたてることが出来ない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

身元引受人・保証人は、本契約に基づく利用者の一切の債務について、利用者と連携して履行の責任を負っていただきます。また次の責任を負っていただきます。

- ①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合の円滑な入院手続きが出来るように事業者に協力すること。
- ②契約終了の場合の利用者の適切な受入先について、事業者と連携してその確保に努めること。
- ③利用者が亡くなられた場合のご遺体の引き取り及び慰留金品の処理その他必要な措置を行うこと。

15 協力医療機関

医療機関の名称	独立行政法人労働者健康安全機構 山陰労災病院
所在地	鳥取県米子市皆生新田1－8－1
電話番号	（0859）33－8181
診療科	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・麻酔科・眼科 整形外科・リハビリテーション科・脳神経内科
救急指定の有無	有
契約の概要	ご利用者に病状の急変があった場合、当院はこれに応じ適切な措置及び入院の受け入れを行う。

16 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「養護老人ホーム皆生エスボワール消防計画」に基づき対応します。
近隣との協力関係	・地元自治会とは防災時の相互協力を申し合わせています。 ・米子消防署とは非常通報ホットラインが通じています。 ・鳥取県厚生事業団関係施設と相互応援体制をとっています。
平常時の訓練等 防災設備	・別途定める消防計画にのっとり避難訓練を、利用者の方も参加して実施しています。 ・消防法に定める設備基準はすべて満たしています。
消防計画等	消防署への提出：令和7年5月2日 防火管理者：真田 哲待

17 事故発生時の対応

- ①サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、家族、利用者に係る関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし施設の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

18 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会票にご記入してください。 生ものの持ち込みはなるべくご遠慮下さい。 面会時間は9:00～17:00ぐらいまでにしてください。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。 外泊の際は外泊届を出してください。
医療機関への受診	利用者が、医療機関を希望され、通院する場合は、その介添えについて出来るだけ配慮します。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒はお断りします。 節度ある適切な飲酒を厳守してください。（居室内のみ）
迷惑行為等	暴力・騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室に入らないようにしてください。
所持金の管理	依頼があれば、当施設の「預り金管理規定」に基づいて管理させていただきます。
現金等の管理	基本的には、現金は本人管理とさせていただきます。小口現金として預かりもいたします。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

年 月 日

当事業者の指定介護予防特定施設入居者生活介護にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

〔事業者〕

所在地 鳥取県米子市新開 1 丁目 5 番 1 5 号
事業名 指定特定施設入居者生活介護事業所 皆生エスポワール
管理者 瀬野尾 剛 印

説明者 (職名 氏名)

利用者は、契約書及び本書面により、事業者から指定介護予防特定施設入居者生活介護についての重要事項の説明を受けました。

〔利用者〕

氏 名 印

〔身元引受人兼保証人〕

住 所

氏 名 印

(続柄)

当施設・事業所をご利用の皆様方へ

個人情報の取り扱いについて

平成 17 年 4 月から施行された「個人情報保護法」に従い、当施設・事業所では個人情報の取り扱いに規定を制定し、また監査体制を強化しております。また、外部委託機関との間におきましても個人情報保護を契約条項で規定しております。

つきましては医療・介護サービスを安全・確実にご提供するために、同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」(厚生労働省発行)に従い、当施設・事業所のご利用の皆様方の個人情報の取り扱いについて以下の点をご了承下さいますようお願い致します。

(個々の利用者への医療・介護サービス提供に必要な利用を目的とするもの)

医療法人・社会福祉法人真誠会 真誠会 真誠会ネットワークシステム内部での利用

- おひとりおひとりの患者様、ご利用者の方への医療の安全・確実な提供のために利用させていただきます。・・・医療・介護サービスの提供のために処方箋や指示書・伝票または検体などは個人情報が記載されますが、その取り扱いや破棄に関しては規定を作成した上で、十分に留意いたします。
- 医療・介護保険事務や病棟管理・会計・経理・医療安全対策・サービス向上活動に利用させていただきます。
- 医療・介護・福祉・保健分野で真誠会グループ内でのサービスを円滑にご利用いただけますよう、各施設間で情報を共有いたします。

他の事業者や本人以外への情報提供

- 治療やお世話を行う上で他の病院、診療所、施設、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との円滑な連携のために当該患者様・ご利用者様の情報を交換致します。
- 他の医療機関・介護サービス事業所等から当該患者様・ご利用者様への医療・介護サービスの提供のために照会があった場合には回答いたします。
- より適切な診療を行う上で、外部の医師等の意見・助言が必要な場合に情報の収集あるいは提供に利用いたします。
- 検体検査業務の委託などの場合、誤認防止のために情報を利用いたします。
- 医療・介護保険事務のうち、一部保険業務への委託先へ、また審査支払機関へのレセプト提出や同機関からの照会に対する回答に利用します。
- 事業者から委託を受けて健康診断等を行った場合には、業者へのその結果を通知いたします。
- 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出に利用することがあります。

(上記以外の利用目的)

医療法人・社会福祉法人真誠会 真誠会ネットワークシステム内部での利用に係る事例

- 医療・介護・福祉・保健サービスや業務の維持・改善のために基礎資料として利用させていただきます。
- 内部で行われる学生実習への協力は事例検討の際に利用させていただくことがあります。

他の事業者への情報提供を行う事例

- 当施設・事業所の管理営業業務のうち、外部監査機関へ情報を提供する場合があります。

学会発表や学術誌発表などの研究に関して

- 医療・介護・福祉の専門性の進歩のために匿名化したうえで利用させていただくことがあります。この際、事例の内容から十分な匿名化が困難な場合は、その利用については原則としてご本人の同意を得ます。

個人情報の第三者提供に関して

- 個人情報保護法に基づき、法令に基づく場合、生命、身体、財産保護、公衆衛生の向上、児童の健康育成、国等の公共団体からの協力依頼の場合には例外として、ご本人の同意を得ることなく利用する場合があります。

以上につきまして、不明な点や異議がある場合には、遠慮なく下記対応窓口（→各事業所責任者）へお申し付け下さい。なお、本人の個人情報はお申し出により開示させていただきます。記録の開示にかんしては別途開示規定に従わせて頂きます。また、以上の点に同意されなくとも、なんら不利益は生じません。さらに、同意および留保はお申し出により、いつでも変更することが可能です。

対応窓口 ： 各事業所責任者・相談員

令和 年 月

医療法人・社会福祉法人真誠会 理事長